商工うつのみや

発行所
宇都宮商工会議所
宇都宮市旭町1—3,427
〒320 電話(0)3071～4
編集兼発行人 金子浩蔵
印刷所 三共印刷㈱
電話(0)4106(代)
毎月20日発行 定価30円

主な内容

43年度事業報告収支決算……1頁
商調協審議結果……1,5頁
事業活動の概要……2頁
43年度収支決算書……3頁
中小企業向け金融が増額……4頁
本年度初任給の上昇率……6頁
税金の使途・税制改正……7頁
営務管理基礎講習会開催……8頁

昭和43年度宇都宮商工会議所事業報告

決算総額 三、九三二万円

通常議員総会で承認可決

当所常議員会並びに通常議員総会は、さる七月二十五日当所第一会議室、大会議室においてそれぞれ開催され、昭和四十三年度当所事業報告並びに収支決算その他について協議し、次のとおり承認可決された。

本通常議員総会は、保坂会頭をはじめ五十五名（内委任状出席十一名）の出席議員を得て、保坂会頭があいさつを行ない議長席に着いて議事に入った。

議事の内容は次のとおり。

第一号 昭和四十三年度事業報告について

第二号 昭和四十三年度収支決算について

報告事項（概要）

一、商業活動調整協議会委員委嘱について

二、市花制定陳情書提出について

三、明年度中小企業政策に関する

四、商業活動調整協議会の経過について

五、万国博覧会議員視察について

事業報告の概要は次のとおり。

昭和43年度事業報告 総括的概要

わが国経済は、42年9月から43年8月までの景気調整下にもかかわらず、旺盛な内需と好調な輸出に支えられ、前年にひきつづき拡大路線を歩んだが、国際収支は大きく改善され、43年8月の公定歩合一厘引下げを契機として、金融は緩和の方向に推移し、43年の全国鉱工業生産の伸びは前年比17・7%となった。

当市の工業生産は、誘致企業の操業の本格化と地元企業の努力により、前年比43・7%増と大きな伸びを示した。

また43年の当市の卸・小売商業販売額の伸びも、41年比39・4%と順調に進展している。この間の労働力不足はますます進行し、賃金の上昇傾向も著しかった。

こうしたなかで、中小企業は全体として活発な事業活動をみせ、資金繰りもさしたるひっ迫感のないまま推移したが、他面全国の企業倒産は前年比30%増しの一万件を突破し、その大半は構造的要因（人手不足、過当競争、需給構造の変化、設備過大など）によるものといわれ、また企業間格差は拡がる傾向をみせた。

当市においても、43年の企業倒産は42年に比して漸増の傾向をみせ、月平均二件程度はあった。

このような情勢のもとで、当会議所は企業の自主的努力を助長し経営の合理化、近代化を推進し、体質改善をはかるため各種の講習会等を開催し、あるいは県・市と共催で集団企業診断（卸団地計画診断、第三次商店街診断、トラック運輸業の業界診断など）を行ない、また、軽印刷業に対する総合巡回指導を実施した。

なお、43年上期から新たに市内の景況調査を行い、実体把握につとめながら指導に工夫を加えた。

次に労働力確保のためには、市をはじめ関係機関や団体と連けいを深めて各種の活動を行ない、とくに潜在労働力の開発、移転就職者住宅建設などについて当局に要望し、いずれも44年実現のはこびに進展した。

また、地域経済発展の基礎づくりの一環として卸商業団地造成を推進し、あるいは第二工業団地（地元企業向）造成も市当局に要望し当局においては、いずれも準備が進められている。

そのほか、日銀宇都宮支店誘致を推進した結果、従来の前橋支店管轄から本店直轄となり、支店または事務所設置の足がかりができたことになった。

会員対策としては、43年から広報活動を活発化し毎月一回「商工うつのみや」を発行配付して、経営の資料・情報の提供につとめ、会議所活動と使命の理解を深めるよう努力し、併せて今後の会員増強・基盤確立の資とした。

次に、当会議所役員・議員の任期満了に伴って43年6月に改選を行ない、本市商工業界の世論を総合的に反映する充実した新組織の発足をみた。

なお、さる43年3月に中小企業金融公庫宇都宮支店の店舗が、当所二階から県商工会館へ移転したので、そのあとに、市内業界の拠りどころとして利用の便に供し、会議所使命達成の一助とするため三会議室を新設し、その他設備の整備改善につとめた。

また、43年度から会費収納事務の合理化をはかるため、市内金融機関のご協力を得て、会費は現金払込から口座振替に移行し、現在71%が各金融機関の口座振込を利用している。

以上が総括的概要、さらに項目別概要と収支決算書については二、三頁に掲載のとおりです。

写真 通常議員総会の模様

福田屋は三千五百m²の増加 西武は五千m²の新設—認める

<商調協>

当所商業活動調整協議会は、先に百貨店審議会（小汀会長）より意見照会のあった、㈱福田屋百貨店の床面積増加許可申請と㈱西武百貨店宇都宮店の店舗新設許可申請について審議した結果、福田屋については現在五階で営業しているフクダヤストアーを増築開店までに同百貨店内での営業を廃止すること等の条件付けで、三、五〇〇m²の床面積増加を認める、西武については、五千m²の新設を認め、今後の情勢での漸増を考えるとして当所会頭に答申し、会頭はその旨を同審議会に答申することになった。（概要後述）

同協議会は、㈱福田屋百貨店（以下福田屋と略）について、6月10日、17日、7月11日、30日と四回にわたり審議を行なった。

その席上、福田屋に申請理由の説明を願ったところ、次のような説明があった。

〔福田屋百貨店の説明〕

①既存建物の東側に地下二階、地上八階の建物を増築し、既存の非店舗の一部及び増築部分の地階より屋上階の一部までを店舗にしたく五、五二〇m²を申請する。②消費構造の高度化、消費者行動の多様化・個性化に伴い、当市の商業は量・質的に一層の充実が必要である。③交通網の発達と整備で周辺都市間が短縮し、県都として中核を占める割合は年々高まり、消費市場が豊かになり巨大になっている。④市商店街にユニークな個性で魅力ある店舗をバランスよく構成し、核店舗を中心に商店街を再開発したい。⑤地方百貨店として、大都市百貨店の多店舗化の本格化、ビッグストアーの全国チェーンの出店等にあたり、あらゆる面の体質改善が必要。…など。

〔商業活動調整協議会〕

同協議会は、これに対して種々質問を行なったのち、四回にわたって審議を重ねた結果、三、五〇〇m²の増加を認めるとして当所会頭に答申した。内容は会頭の百貨店審議会へ答申と大体同じ。

〔百貨店審議会会長への答申〕

㈱福田屋百貨店の五、五二〇・八六六m²（純増）の床面積増加許可申請に対しては、既存五百貨店の今日までの床面積増加の実状と、今後の増加予想並びに継続審議中の西武宇都宮店の床面積等を十分に勘案すると共に、当市の将来における発展性などをよく考慮して慎重に審議を重ねた結果、左記の条項を附帯して実行することを一つの条件とすれば、今回申請のうち三、五〇〇m²の増加が最も適切なる面積であると全委員の意見が一致されて決議された。

記

一、従来から紛争の焦点となった㈱福田屋百貨店の五階で、現在営業しているフクダヤストアーの店舗は、今回申請のあった増築部分の完成開店までに、同百貨店内における営業を全面的に廃止すること。

二、今回増築する面積内に必ず適切なる駐車場並びに荷捌所を設け、従来のように一般道路を占拠して、附近商店街及び一般通行者に多大な迷惑を及ぼすような行為を絶対に改めること。

（西武については五頁に掲載）

信用融資

貴方の企業を伸ばすチャンス
必要なだけ今すぐどうぞ
電話33—2626番へ

大蔵省届出済受理番号85号
宇都宮融資株式会社
代表取締役 望月孜
全国金融業団体連合会役員
栃木県金融業協同組合宇都宮支部長
本社 宇都宮市西1丁目5番9号

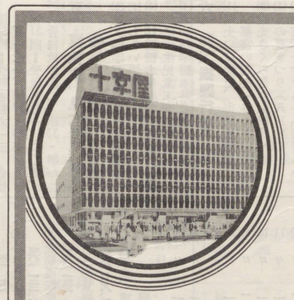

よりよい品をより安く
より多くの人々に
十字屋 宇都宮店
江野町
TEL(34)1221(代)

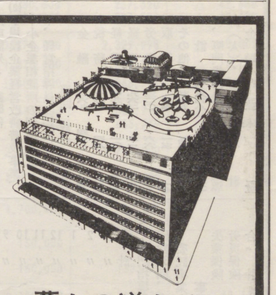

楽しい暮しの道しるべ
utsunomiya ueno

企業を育て地域を伸ばす商工会議所

日商90周年記念標語

宇都宮の花“さつき”を市花に

常議員会で制定陳情を決める

去る七月二十五日の当所常議員会において、議案の一つ「市花制定の陳情」について決議され、陳情書を提出することになった。

これは、昨年八月市民投票によって決められた宇都宮の花“さつき”を、今度は当市の「市花」に選定してもらおうと、この度当所市商店街連盟、宇都宮観光協会、同青年会議所の四者共催により、宇都宮市市花制定の陳情書を行なうことになった。

陳情書の概要は次のとおり。

現在産業、経済、文化、交通等あらゆる面において、北関東における屈指の雄都として全国より嘱望され、ますます躍進発展の一途をたどる当宇都宮市として、われわれの市民感情にふと一抹のさびしさを覚えますことは、宇都宮市のシンボルとして市花が制定されてないからではないでしょうか。

また、全国主要都市においてもすでにその都市にふさわしい代表的な市花が、それぞれ制定されてあらゆる面に有効的適切に活用されています。

以上のような趣旨から、昨年七月、明治百年記念事業としてこの四団体の共催にて、斯界の学識経験者に宇都宮を代表する郷土の花として、市民になじみ深い花の候補名を五つ（ゆうがお、やしおつつじ、コスモス）選んでいただき、広く一般市民の人気投票を求めたところ、その反響と関心は意外に大きく、圧倒的多数で「さつき」の花が宇都宮の花に当選しました。

続いて、当市の観光宣伝と商工振興対策の一助として、さつきの人を愛し、市を愛する一筋の香いに燃えて、美しい街づくりに必ず協力することになると信じます。

以上述べましたように、さつきしかも他都市に比較して少しも恥じない名花であると思いますので市勢発展の一助とするためにも、格別の配慮と審議を賜わり、宇都宮市条例による市花として、特にこの「さつきの花」を選定していただきたく陳情いたします。

図案が一等に入選し、市民に愛される郷土の花のシンボル・マークとして、商店街その他等においても広く宣伝活用されています。

さらに、当市恒例の三大まつり（さくらう、夏、秋の各まつり）に新風を吹き込むべく、去る六月上旬、初めての試みとして「さつき祭り」を開催したところ、全市をあげて協賛され、市内の商店街はオールさつきの花一つに色どられ特に五百貨店の協力による「さつき娘のさつき苗木駅頭販売」と市内パレード等は、市民に絶大な人気を博することができたので、当市の新しい祭りとして加え、名物行事として年々盛大に施行すべく計画しているわけです。（中略）

そこで、市当局におかれて宇都宮市の市花として「さつき」をあげられれば、市民の感情はこの花に対してひとしお愛情を深めてくるものと思われます。花を愛する心が、やがてはその美しい思いやりのある心となり、この街を愛し人を愛して、市を愛する一筋の香いに燃えて、美しい街づくりに必ず

昭和43年度宇都宮商工会議所中小企業相談所収支決算書

（特　別　会　計）

収入の部

（単位　円）

項目	本年度予算額	本年度決算額	対比増減(△)
1. 経常収入	11,763,420	12,083,110	319,690
1. 県市補助金	6,897,420	6,897,420	0
2. 市補助金	1,400,000	1,400,000	0
3. 会議所自己負担	2,000,000	2,000,000	0
4. 手数料	1,466,000	1,785,690	319,690
2. 臨時収入	22,480	32,350	9,870
1. 雑収入	22,480	32,350	9,870
3. 繰越金	0	0	0
1. 繰越金	0	0	0
合計	11,785,900	12,115,460	329,560

支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	対比増減(△)
1. 経営改善普及事業費	8,829,900	8,664,590	△ 165,310
1. 指導員人件費	4,126,200	4,109,850	△ 16,350
2. 補助員人件費	689,500	661,250	△ 28,250
3. 超過勤務手当	123,000	114,215	△ 8,785
4. 旅費	380,200	326,350	△ 53,850
5. 講習会開催費	1,095,000	1,038,823	△ 56,177
6. 記帳指導謝金等	1,488,000	1,515,650	27,650
7. 調査研究費	90,000	79,830	△ 10,170
8. 事務費	838,000	818,622	△ 19,378
2. 一般事業費	1,255,000	1,266,774	11,774
1. 商業振興費	310,000	412,509	102,509
2. 工業振興費	30,000	22,640	△ 7,360
3. 労務対策費	15,000	11,835	△ 3,165
4. 税務指導費	900,000	819,790	△ 80,210
3. 管理費	1,204,000	1,221,752	17,752
1. 人件費	20,000	19,533	△ 467
2. 備品費	100,000	86,400	△ 13,600
3. 雑費	50,000	56,790	6,790
4. 会議費	100,000	78,400	△ 21,600
5. 福利厚生費	534,000	580,629	46,629
6. 退職給与積立金	400,000	400,000	0
4. 予備費	497,000	0	△ 497,000
1. 予備費	497,000	0	△ 497,000
合計	11,785,900	11,153,116	△ 632,784

繁栄の進路をひらく
商工会議所

昭和43年度収支決算承認可決さる

—通常議員総会—

昭和43年度一般会計収支決算書

（昭和43年4月1日より 昭和44年3月31日まで）

収入の部

（単位　円）

款	項	本年度予算額	本年度決算額	対比増減(△)
1.会費		14,072,750	14,070,500	△ 2,250
	1.会年度会費	13,227,500	13,225,250	△ 2,250
	2.過	845,250	845,250	0
2.交付金		3,300,000	3,300,000	0
	1.補助金	3,300,000	3,300,000	0
3.事業収入		6,220,000	6,340,305	120,305
	1.商工技術普及事業収入	3,000,000	3,041,145	41,145
	2.商工振興事業収入	2,900,000	2,921,120	21,120
	3.その他の事業収入	320,000	378,040	58,040
4.手数料、使用料		650,000	903,780	253,780
	1.手数料、使用料	650,000	903,780	253,780
5.寄付金		0	0	0
	1.寄付金	0	0	0
6.雑収入		786,649	851,449	64,800
	1.預金利子	130,000	111,475	△ 18,525
	2.雑	656,649	739,974	83,325
7.駐車場繰入金		500,000	500,000	0
	1.駐車場繰入金	500,000	500,000	0
8.繰越金		1,237,601	1,237,601	0
	1.繰越金	1,237,601	1,237,601	0
合計		26,767,000	27,203,635	436,635

支出の部

款	項	本年度予算額	本年度決算額	対比増減(△)
1.給与費		6,240,000	6,053,376	△ 186,624
	1.給料	4,320,000	4,190,500	△ 129,500
	2.諸賃金	150,000	145,126	△ 4,874
	3.雑給	1,650,000	1,600,550	△ 49,450
	4.賃金	120,000	117,200	△ 2,800
2.旅費		280,000	279,745	△ 255
	1.旅費	280,000	279,745	△ 255
3.家屋費		650,000	619,463	△ 30,537
	1.営繕費	350,000	349,277	△ 723
	2.管理費	250,000	224,451	△ 25,549
	3.修繕料	50,000	45,735	△ 4,265
4.事務局費		2,180,000	2,117,404	△ 62,596
	1.通信運搬費	500,000	495,994	△ 4,006
	2.消耗品費	200,000	198,025	△ 1,975
	3.図書費	80,000	75,600	△ 4,400
	4.印刷費	250,000	242,885	△ 7,115
	5.什器備品費	1,100,000	1,071,846	△ 28,154
	6.その他諸費	50,000	33,054	△ 16,946
5.会議費		350,000	347,806	△ 2,194
	1.会議費	350,000	346,806	△ 2,194
6.一般事業費		10,375,000	10,355,327	△ 19,673
	1.中小企業相談所費	2,000,000	2,000,000	0
	2.商業調査研究費	5,875,000	5,868,091	△ 6,909
	3.工業調査研究費	400,000	399,127	△ 873
	4.講習会開催費	50,000	29,933	△ 20,067
	5.販路拡張費	500,000	482,627	△ 17,373
	6.観光宣伝費	100,000	65,400	△ 34,600
	7.商工振興対策費	1,000,000	977,999	△ 22,001
	8.その他事業費	450,000	532,150	82,150
7.交際費		280,000	237,320	△ 42,680
	1.交際費	280,000	237,320	△ 42,680
8.公課分担金		2,370,000	2,329,998	△ 40,002
	1.公課金	1,370,000	1,363,250	△ 6,750
	2.分担金	1,000,000	966,748	△ 33,252
9.厚生費		580,000	565,719	△ 14,281
	1.福利厚生費	580,000	565,719	△ 14,281
10.退職給与積立金等特別会計繰入金		2,700,000	2,700,000	0
	1.退職給与積立金特別会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0
	2.積立金	1,700,000	1,700,000	0
11.法定台帳関係補塡金		150,000	150,000	0
	1.法定台帳関係補塡金	150,000	150,000	0
12.雑費		100,000	110,170	10,170
	1.雑費	100,000	110,170	10,170
13.予備費		512,000	0	△ 512,000
	1.予備費	512,000	0	△ 512,000
合計		26,767,000	25,866,328	△ 900,672

事業活動の概要

組織

一、会員

昭和44年3月31日現在で

会員数　二、一二二人

八、八一六口

二、特定商工業者

当所管内の特定商工業者は、事業税四万八千円以上を納税する法人および個人、あるいは資本金五十万円以上の法人のうちいずれかに該当するもので、その数は次のとおりです。

特定商工業者数　一、六五〇人

会議

一、議員総会

(1)一、二号議員総会＝43・6・7当所数29名、議案＝第1号=三号議員の選任について、第2号その他。

(2)臨時議員総会＝43・6・17、出席数67名、議案＝第1号会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事の選任について、第2号顧問参与の推せんについて、第3号定款第39条第10号より同第14号までの事項を常議員に委任について、第4号退任議員の表彰について。

(3)通常議員総会＝43・7・25、出席数55名、議案＝第1号昭和42年度事業報告について、第2号昭和42年度収支決算について。

(4)通常議員総会＝44・3・25、出席数52名、議案＝第1号昭和43年度一般並びに特別会計収支予算更正について、第2号昭和44年度事業計画について、第3号昭和44年度一般並びに特別会計収支予算について

(1)常議員会＝43・4・15、出席数17名、議案＝第1号当所議員の選挙と選任に関する事務程について、第2号当所議員の選挙委員選任について、第3号当所会議室使用料の改正について。

(2)常議員会＝43・5・28、出席数19名、議案＝第1号、二号議員部会割当について、第2号議員の選挙並びに選任事務の執行について。

(3)常議員会＝43・6・26、出席数26名、議案＝第1号各部会正副部会長の承認について、第2号各委員会正副委員長並びに委員の委嘱について、第3号商業活動調整協議会委員委嘱について

(4)常議員会＝43・7・25、出席数18名、議案＝第1号通常議員総会提出議案の審議について、第2号新加入会員の加入承認について。

(5)常議員会＝43・9・14、出席数17名、議案＝第1号二回当所会員大会開催について、第2号9月、10月、11月行事予定について。

(6)常議員会＝43・11・4、出席数22名、議案＝第1号当所に対する昭和44年度補助金増額方要望について、第2号第五回栃木県商工会議所連合会議員大会開催について、第3号12月、1月当所事業予定について。

(7)常議員会＝44・1・22、出席数24名、議案＝第1号昭和44年度事業計画について、第2号宇都宮市産業功労表彰者推せんについて、第3号新規加入会員の加入承認について、第4号厚生費による職員の通勤費支給について、第5号当所2月、3月の事業予定について。

(8)常議員会＝44・3・25、出席数15名、議案＝第1号通常議員総会提出議案審議について、第2号欠員中の各委員会正副委員長並びに委員の補充委嘱承認について、第3号新規加入会員の加入承認について、第4号観光さくら祭の開催について、第5号日専連第24回全国大会開催協力について、第6号当所4月、5月事業予定について。

三、監事会

(1)＝43・7・16、監事三名に荒牧副会頭出席、議案＝第1号昭和42年度事業報告監査について、第2号昭和42年度収支決算監査について。

四、議員懇談会等

(1)議員懇談会＝43・5・13、出席数23名、懇談事項＝①当所議員の選挙並びに選任について、②国鉄東北線列車ダイヤ改正に対する見見活動について、③宇都宮観光協会、同青年会議所の四者共催による先進地視察＝野田市キッコーマン醤油㈱、千葉市市埋立工業地帯工業団地。

(2)常議員懇談会＝43・5・31、出席数13名、懇談事項＝①当所議員の選挙並びに選任について、②その他。

(3)議員懇談会＝43・10・3、出席数30名、懇談事項＝①第二回会員大会について、②小規模企業共済制度の加入促進について、③明治百年記念秋まつりについて、④万博施設参加について。

(4)議員懇談会＝44・1・22、出席数57名、懇談事項＝①商業団地の推進状況について、②第二次工業団地について、③新年議員懇談会並びに懇親会開催について。

五、会員大会

第二回会員大会＝43・10・8、場所＝栃木会館小ホール、出席数＝議員34名、会員五三三名、永年勤続優良従業員表彰者三五〇名、来賓＝栃木県知事、宇都宮市長外19名。

〔第二部大会〕

(1)荒牧副会頭開会挨拶。

(2)保坂会頭大会委員長の大会開催挨拶。

(3)永年勤続優良従業員五八八名の表彰。

(4)来賓祝辞。

(5)第一回会員大会決議事項の処理報告＝①商店街環境の整備開発推進について、②卸商業地の造成推進について、③中小企業に対する労働力の確保について、④地元中小工場の工業団地造成について、⑤宇都宮大学に法経学部（第二学部）設置について、⑥地元建設工事の発註について、⑦公営自動車駐車場建設促進について。

(6)議事＝第1号議案潜在労働力の雇用促進について、第2号議案都市再開発事業の推進と駐車場の建設について、第3号議案市内既存工場の工業団地造成について、第4号議案高度化事業資金融資予算の増額について、第5号議案大学、高専等教育施設の拡充推進について。

(7)宣言決議＝前記第1号から第5号議案文について、県並びに市議会その他関係機関に要請する旨宣言する。

〔第二部アトラクション〕

漫才・アクロバット・落語。

六、部会

(1)工業部会先進地視察＝43・4・18～19、出席数23名、協議事項＝地元工業の振興策について、先進地視察＝野田市キッコーマン醤油㈱、千葉市埋立工業地帯工業団地。

(2)金融部会＝43・5・21、出席数16名、協議事項＝根抵当立法要綱試案に対する意見取りまとめについて。

(3)商業小売部会＝43・9、名出席、商業卸部会＝10名出席、工業部会＝5名出席、金融部会＝13名出席、交通運輸部会＝19名出席、文化部会＝22名出席、各部会共通＝以上43・5・30、議案各部会共通＝第1号=二号議員選任について、第2号その他。

(4)商業小売部会＝43・11名出席、交通運輸部会＝11名出席、文化部会＝12名出席＝以上43・6・19、議案＝第1号部会長、副部会長互選について。

(5)金融部会＝12名出席、工業部会＝7名出席＝以上43・6・20、

(6)商業卸部会＝6名出席、文化部会＝4名出席＝以上43・6・21、議案＝(4)に同じ。

(7)建設部会＝6・21、5名出席。

(8)建設部会＝7・18、8名出席。

(9)建設部会＝同、4名出席。

(10)商業小売部会＝7・20、20名出席。

(11)文化部会＝7・24、名出席。

(12)交通運輸部会＝同、10名出席。

(13)金融部会＝7・23、8名出席。

(14)以上七部会の協議事項＝①第4回市内中小企業親善野球大会開催について、②昭和43年度事業について、③市内の景況調査結果について。

(15)建設部会＝8・23、18名出席。

(16)協議事項＝①建設事業関係各業種の連絡協調について、②建設関係事業施策について、③建設業の改善振興策について。

(17)工業、交通運輸、建設合同部会＝9・5、24名出席、協議事項＝①第二回会員大会開催について、②同大会提出議案について、③小規模企業共済制度について。

(18)商業卸、商業小売、文化、金融合同部会＝9・21、25名出席、協議事項＝(14)に同じ。

(19)商業卸、商業小売、文化、金融、交通運輸部会＝9・21、25名出席、協議事項＝①能市向上策について、②栃木県中央職業訓練所、協議事項＝前記第1号から第5号議案文について、県並びに市議会その他関係機関に要請する旨宣言する。

(20)工業、金融合同部会＝11・4、13名出席、協議事項＝中小企業輸出金融の早期実現と自銀営業区域の変更要望について。

(21)商業卸、小売、文化合同部会＝11・28・4出席、2・21名出席、2・14名出席、2・27名出席、以上協議事項＝各会共通＝三大まつり（さくらまつり、夏まつり、秋まつり）の運営について。

(22)金融部会＝12・4、名出席、協議事項＝①第二回会員大会開催について、②明年度政府財政経済政策に対する答申意見取まとめについて。

(23)協議事項＝2・7、名出席、協議事項＝昭和44年度税制改正に関する意見取まとめについて

・中小企業相談所運営委員会＝10・24、4名出席、協議事項＝①当所中小企業相談所上半期分事業の実績報告について、②同下半期分事業の実施予定について

(24)厚生委員会＝44・1・30、2名出席、協議事項＝①常議員会より委託事項の審議について、②優良事業所の厚生施設視察について。

(25)運営並びに企画委員会＝44・2・1＝21名出席、2・14＝21名出席、2・27＝16名出席、3・1＝13名出席、以上4会の協議事項＝三大まつり（さくらまつり、夏まつり、秋まつり）の運営について。

(26)運営、企画合同委員会＝3・22、9名出席、協議事項＝①昭和43年度一般並びに特別会計収支予算更正について、②昭和44年度事業計画について、③昭和44年度一般並びに特別会計収支予算について。

事業

一、意見活動（陳情、建議、意見）

各業界の意のあるところを常に正確に把握し、関係当局に反映せんとして要望、陳情を提出する一方、直接意見活動を要するものについては、関係者を直接訪問してそれぞれの実情を説明し、速かな解決に努め、各種機関の実施事業はもちろん、協議会、懇談会その他の会合にも商工業界代表として参加し、業界総意の反映に努力した。

〔陳情意見具申〕

①特定商工業者の宇都宮駅停車に関する陳情

②市内オリオン通り（全蓋式アーケード設置個所）の鮮魚商に、屋間において資物自動車による搬出入の通行許可について陳情」

③「銀行系クレジット・カード会社の割賦購入斡せん及びその類似行為の規制について要望」

④「明年度政府の財政経済政策に対する意見」

⑤「中小企業高度化資金県予算の増額を要望」

⑥「税制改正に対する意見提出」

⑦「移転就職者用宿舎建設に関する陳情」

⑧「潜在労働力の雇用促進について要望」

⑨「都市再開発事業の推進と駐車場の建設について要望」

⑩「大学、高専等教育施設の拡充推進について要望」

⑪「昭和44年度市費補助金増額について要望」

⑫「日本銀行宇都宮支店又は事務所設置を要望」

二、調査研究

(1)宇都宮市中小企業の景況（5月と10月）

(2)宇都宮市内事業所における潜在労働力開発状況実態調査

(3)宇都宮市内小売物価調査（毎月一回、計十二回）

(4)第三次宇都宮市商店街診断（国鉄駅前、宮の橋、大工町大通り雀の宮の各商店街）

(5)宇都宮市軽印刷業に対する巡回綜合指導

(6)宇都宮市卸商業団地造成診断

(7)宇都宮市食物自動車運送業診断

三、講演会等

(1)講演会

「転機に立つ中小企業」外15回

(2)講習会

「曲り角にきた景気と企業繁栄策」外19回

(3)説明会

「労災保険加入要領」外12回

(4)その他

イ、食品試験による量調べ

ロ、食品試験による量目・衛生状況等調べ

ハ、歳末用食品の試買による量目等調べ

ニ、試買による消費者座談会

四、技術技能の普及検定

(1)珠算能力検定試験施行

第63回＝受験者数二、四八四、合格数七〇三、率＝28・3％

第64回＝受験者数四、三六〇、合格数九五七、率＝21・95％

第65回＝受験者数四、一一六、合格数七五二、率18％

(2)簿記技能検定試験施行

第28回＝受験者数七二八、合格数一三七、率18・8％

第29回＝受験者数九二九、合格数三三二、率36％

(3)和文タイプ技能検定試験

第28回＝受験者数一〇、合格数三、率30％

第29回＝受験者数二、合格数〇率〇

(4)英文タイプ技能検定試験

第28回＝受験者数五八、合格数四、率6・9％

第29回＝受験者数六、合格数二率33・33％

(5)計算尺技能検定試験施行

第29回＝受験者数五二一、合格数二二、率25・1％

第30回＝受験者数六一三、合格数一七、率27・89％

第31回＝受験者数一、二〇五、合格数四〇二、率33・36％

五、博覧会、見本市、展示会等

(1)第9回宇都宮物産と観光展

(2)かしこい消費者展

(3)第18回栃木県発明工夫展覧会並びに学生児童工夫展

(4)昭和44年栃木県米麦評会

六、商工振興行事

(1)郷土の花決定、市民投票で宇都宮市の花を「さつき」に決定

(2)観光さくら祭り（四月）

(3)宮の夏まつり（八月）

(4)東京12チャンネル「街ぐるみワイドショー」に出演（九月）

(5)明治百年記念宮の秋まつり（十一月）

七、取引紹介一一二件

八、相談・指導

(1)商工相談（大中企業）

金融3、税務2、経理2、労働31、団地進出3、適地探索5、物産品出品34、日本工業規格指定申請外5、計85件。

(2)小規模企業経営改善普事業

中小企業相談所の利用状況

イ、経営指導員の相談件数

	月	金融	税務	経理	労働	取引	その他	計
1	4月	一五九	一〇六	一六一	三一	四一	二六六	二六六
2	5 〃	一四九	一〇六	一六〇	三一	四一	二六六	二六六
3	6 〃	八九八	一〇六	一六〇	三一	四一	二六六	二六六
4	7 〃	一一〇	一〇七	一六三	三一	四一	二六六	二六六
5	8 〃	一一三	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
6	9 〃	二六七	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
7	10 〃	四三四	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
8	11 〃	九二三	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
9	12 〃	五四四	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
10	1 〃	二八五	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
11	2 〃	九九九	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
12	3 〃	一六五	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六
合計	一八一	一、二〇〇	一〇七	一六二	三一	四一	二六六	二六六

ロ、専門指導員の相談及び指導（個別）

	月	個別	集団	計
1	4月	一七一	一四七	三一八
2	5 〃	一一一	二一〇	三二一
3	6 〃	八三	一六三	二四六
4	7 〃	一一一	四一〇	一五一
5	8 〃	一一三	一〇七	二二〇
6	9 〃	一五一	八九八	二四七
7	10 〃	二四七	一〇八	三五五
8	11 〃	二二〇	八九八	三〇八
9	12 〃	二二〇	八九八	三〇八
10	1 〃	二四七	一〇八	三五五
11	2 〃	二二〇	八九八	三〇八
12	3 〃	一八一	一〇八	二九九
合計	一八一	一、八一〇	一〇八	三、九九〇

ホ、専門指導員の指導（個別）

	月	税務	経理	経営	労働	その他	計
1	4月	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
2	5 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
3	6 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
4	7 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
5	8 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
6	9 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
7	10 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
8	11 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
9	12 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
10	1 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
11	2 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
12	3 〃	二〇六	三六	二〇六	二六	二六	二〇六
合計	一八一	二、四七二	三六	二、四七二	二六	二六	二、四七二

ヘ、専門指導員の記帳継続指導

回数33回、参加延人員一九八ト、委託事業主の事務代行

	事業者数	従業員数
失業保険	五三	五五五
労災保険	九〇	六三五
合計	一四三	一、一九〇

「明年度中小企業政策」に当所の意見まとめ日商へ

これは、先に意見照会のあった政府の「明年度中小企業政策」に対して、全面商工会議所の意見を答申しようとするものです。当所では各議員にアンケートしてその意見を取りまとめ、去る七月二十五日の常議員会に提出されたので、日本商工会議所に提出することになったものです。

明年度中小企業政策に関する意見

一、中小企業構造の高度化等に関する政策

(1) 中小企業同士の協業、合併を促進させるための積極政策（例えば協業、合併に対し、用地、人員（労働力）、資金（長期、低利）を優先かつ豊富に提供する措置や、事後一定期間内の課税減免措置、褒奨措置など）

(2) 単に生産面に止らず、販売技術、調査研究等各面にわたる協業化の積極指導及び指導機関の強化

(3) 転廃業をスムーズにさせるための優遇あるいは奨励措置

(4) 工業団地の政府公団による先行取得造成

(5) 海外進出企業に対する優遇措置（税制、金融、市場調査など）

二、中小企業者のための組織制度に関する政策

(1) 協業組合、チェーン化等の組織作りを促進させるための業界グループの育成と、その中核的リーダーの養成などの積極政策

(2) 協業組合の強化策

三、中小企業者の事業活動の不利の補正に関する政策

(1) 中小企業と大企業との業務分野の調整区分し、その競合を排して大企業による中小企業事業分野の侵蝕を防ぐ措置の立法化

積極政策

(2) 労働力不足による事業活動の不利益を排除するため、労働力を中小企業に優先斡旋することの特別措置

(3) 公共需要における中小企業製品優先購入を定めること

(4) 中小企業同士の合併、協業に対する税制および金融の優遇措置拡大

(5) 貿易、資本の自由化ならびに特恵関税等による海外品との競争に対する救済措置

四、中小企業者のための金融・税制に関する政策

(1) 中小企業同士の合併または協業に対し、一定期間内の課税減免措置ならびに金融優遇措置の大幅拡大

(2) 海外進出および輸出に対する課税減免措置ならびに資金優先供給措置

(3) 中小企業の事業用固定資産の相続税について、最近の急激な評価の値上りに伴い、過重な増税とならないように税率或いは基礎控除等に相当な配慮を願う。

五、中小企業者のための技術向上制度に関する政策

(1) 技術向上のための研究経費の減免税措置

(2) 技能者養成のための公立養成所の増設拡大

六、小規模企業に関する政策

(1) 合併、協業、チェーン化による規模拡大に関する積極政策

中小企業向け金融が増資

期待される政府関係三金融機関

最近、中小企業向け金融について、いままでの貸出限度の枠を拡げたり、対象業種を増やしたりして、これまでよりも一層金融を受けられ易いようにするための改正が、5月以来三回あったが、ご存知ですか。

第一は、中小企業設備近代化資金の貸付限度の引上げと指定業種の拡大、第二は、商工中金、国民金融公庫、中小企業金融公庫の付限度の拡大で、第三は前記両公庫の流通近代化枠の充実です。

一、まず、最近の中小企業の経営状況、資金業情等を見てみると国内経済がこのところ、生産・売上げとも落着いた上昇傾向を示しているが、中小企業の生産指数は、昨年12月以来3月までほぼ横ばい傾向をたどったのち、4月・5月再び上昇に転じている。日銀の設備動向をみると、中小製造業の設備動向をみると本年1～3月期においては、前期比15%増となり、4～6月期には15%増と引続き増加が見込まれている。4～9月の半年をとって見ても、前期比11%強の増加が見込まれている。

金融機関の中小企業向け貸出状況をみると、4年3月において前年同月と比べて14・2%増加し、なかでも設備資金は23・7%増と著しく高くなっている。これを金融機関別に見ると、全国銀行や、信用金庫、信用組合の貸出しが目立っている。ところが、金融機関からの借入難易感を見ると、長期・短期資金ともに昨年10月～12月期よりひっ迫の度合を強め、とくに長期資金の借入れが困難となっている。資金需要が高水準だった貸出しを相当に上廻った結果と考えられる。そこで政府関係金融に対する融資期待も非常に高まっているので、今度の中小企業向け金融の主な改善点を見てください。

二、政府関係中小企業金融三機関が、数年振りに、次のとおり貸付限度を大巾に引上げた。（上の数字は改正前、下は改正後、単位は円です）

(1) 商工中金
組合貸　三億→五億

(2) 中小公庫
○基本貸付限度
三千万→五千万
○限度超過貸付
イ 重要業種について従来の五千万のほか、新たに別目基準を設け、該当するものに上の一せ三千万（計八千万）の超過限度を設けました。この項目基準とは、合併・共同化・グループ化とか、事業・品種の転換・公害による移転または企業誘致地域への移転を行う場合。
ロ 水運業、特定地域の地場産業、一般旅客運送業、鉱業五千万→八千万
ハ ガス供給業八千万→一億
ニ 構造改善（新設）三億ないし五億
ホ 流通近代化三千万→五千万
ヘ 特定輸出八千万→一億

(3) 国民公庫
○普通貸付基本限度三百万→五百万
◎特別貸付　流通近代化六百万→一千万

三、このうち、中小企業金融公庫と国民金融公庫に昨年度から設けられた流通近代化貸付枠は、中小商業部門の近代化・合理化の必要性、融資対象とも、かなり拡大されている。入居賃金及びまもう大分前のこと、朝、テレビの「今日は奥さん」という番組のスイッチをあけたら、母親と娘さんが、高校と、大学ぐらいの若い娘さんが男にも自己主張しているのに、「親が私たちを飼育している」という言葉がきいているうちに、「親が私たちを育てている」という言葉が、私は仰天した。おやおや、人間の子供を猫やいぬと一緒になったかなと思って、その後、婦人雑誌などを見ていて、「冗談半分に男性、飼育などと言いたて」の気をそそるようなったが、この言葉が、普通の用語でなくこんなぐらいは子供でなければ知っている筈だと私などは思っていた。

言葉と時代

作家　円地文子

んたちと娘さんたちとって、その言葉は奥さんたちにとっていらしく、誰れの顔にも苦笑らしいスイッチは浮かべていた。しかもその時のオブザーバーには扇谷正造さんなどが、その顔はテレビに映ってこないで、その時の顔谷さんの顔はテレビとも、とかく、ないなあ、と思っていた。

ラジオやテレビの普及が標準語を地方へ、普及化するのと一緒に、方言を、一般的に、入り易くしていることも、著しい変化の特徴であろう。勿論、それには電波だけであはなくて直接交通の便利になったことが、多くの人を楽に旅行させ、自分の住む土地と遠く隔った地方をも馴染み易くしているためもあるこの頃のテレビなど見ていると大阪弁、京都弁に、ドラマのいかに汎濫しているのかに、驚かされる。昔だったらまるで耳なれなかった九州地方の方言なども、それを使うことによって、かえって雰囲気の出るような場合も多いのである。

関東の方言も、随分聞き苦しいもののようにはあるが、この頃、さかんに流れるこんで来ている大阪あたりの方言なども、眼ざわりなものもあるが、感じは更にひどいなるのであろう。自然流行するようになるのであろうと、「ど根性」だ、「ど根性」だ、のつえづけない」などという言葉の感じは、東京にもあるなんものは現代けれども、現代の泥まみれな時代にはこれも、とかくもの知らずな、強い感じは出ないのである。

大学紛争も新語を生む

この頃の大学紛争も色々新しい言葉を私に教えてくれた。第一に、東大で使いはじめた総長代行という言葉も今ごろ全国に波及して、珍しくなくなったが、はじめて使われた時には新しかった。いづれ法律専門家が寄りあって考え出した名称なのだろうから、代理とは違う意味があるに決っているが、「第三者から見ていると、昔、私たちの若い頃には左翼の闘士と言ったのが今では活動家という名と変っている言葉もはじめは独逸語らしいぐらい思っていたのだが、だんだん使用語がひろがって行って、「ゲバ棒」とか「内ゲバ」という言葉も来ている。現在、ゲバ棒とは、どんな意味なのか、大規模になって来るに従って、社会全般にもこの学生

中卒女子がトップ

最も低いは大卒男子でも14％増

東京商工会議所は去る7月28日、本年3月の新卒採用初任給調査の結果を発表した。これは、東京都と千葉、埼玉、神奈川県の八つの企業二千八十二社を対象に調査したもので、それによると、高卒男子は最も高い上昇率の中女子は18％弱と、前年度の11％を上回った。最も高い上昇率が最も低い大学卒男子でも14％弱と前年度の11％を上回った。

一、大学、短大卒ともに高い上昇率を示しており、この調査を開始した38年以来、最高の上昇率となった。調査結果のあらましは次のとおり。

事務系が三万二千九百円、技術系が三万三千五百円に達し、いずれも13・7％アップと、昨年の上昇率（10・5％）を大幅に上回った。女子も三万八百円（対前年上昇率14・0％）、技術系が三万五千三百円と、高水準になった。

二、ますます深刻化する中小企業の人不足。大幅に上回り、高卒求人難のため、また、現在は「国民皆保険」が実現し、すべての人が医療保険の適用を受けることができますから、安い負担で十分な医療ができることになっています。また、収入なくなるようなことがあるかもしれませんが、このようなときのために「国民年金」などの年金保険があり、これにより、それぞれ私たちはこれらのその適用を受けることができることになっています。

三、医療保険や年金保険に必要な経費はすべて保険料でまかなわれているという思われる人もあるかも知れませんが、実際には国の補助金が加えられています。

◎社会保障の充実のために

一、私たちは思いがけず病気にかかったり、けがをしたりすることがありますが、もし不幸にしてそのような事態になったとしても、現在は「国民皆保険」が実現し、すべての人が医療保険の適用を受けることができますから、安い負担で十分な医療ができることになっています。また、収入なくなるようなことがあるかもしれませんが、このようなときのために「国民年金」などの年金保険があり、これにより、それぞれ私たちはこれらのその適用を受けることができることになっています。

三、医療保険や年金保険に必要な経費はすべて保険料でまかなわれているという思われる人もあるかも知れませんが、実際には国の補助金が加えられています。

◎社会保障の充実のために

一、私たちは思いがけず病気にかかったり、けがをしたりすることがありますが、もし不幸にしてそのような事態になったとしても、現在は「国民皆保険」が実現し、すべての人が医療保険の適用を受けることができますから、安い負担で十分な医療ができることになっています。また、収入なくなるようなことがあるかもしれませんが、このようなときのために「国民年金」などの年金保険があり、これにより、それぞれ私たちはこれらのその適用を受けることができることになっています。

三、医療保険や年金保険に必要な経費はすべて保険料でまかなわれている

日常の業務に直結する〝労務管理基礎講習会〟へ

当所中小企業 相談所並びに宇都宮中小企業労務改善協議会は中小企業が行なう労働力の確保、労務管理の改善、労使関係の安定、労働福祉の向上等の労務改善のため、経営者及び労務担当者を対象に、次のような講習会を開催しますので、ぜひ聴講してください。

一、講習会の内容

労働及び社会保険諸法の重要的解説と他の法令との調整など、日常処理している実務を中心として行ない、総復習や疑問点の解明に重点をおきます。

二、受講手続及び締切期日

受講希望者は所定の申込書により八月末日までに申込んでください。希望科目のみでも結構ですがなるべく全科目の受講をお奨めします。定員は各科目五〇名です。

三、受講料

受講料は無料ですが、講習科目ごとにテキストを準備し、貴重な図書や早見表等配布の予定です

四、会場　当会議所会議室

五、講習日時、講師、科目

◇9月17日（水）午後1時～4時
講師　宇都宮労働基準監督署
科目　**労働基準について**
・労働基準法・労働条件・労使協定・就業規則・自動車運転者労務改善基準・安全衛生諸報告届出等

◇9月26日（金）午後1時～4時
講師　宇都宮公共職業安定所
科目　**人の集め方について**
・失業保険法・適用事業所・保険給付・保険料・事務組合・職業安定法―求人・充足状況・賃金等
・労働福祉資制度

◇10月3日（金）午後1時～4時
講師　宇都宮労政事務所長
科目　**労使の協調について**
・労働組合法・労使協議・労働組合・労働委員会・紛争議の解決等
・中小企業退職金共済法―加入と掛金の決定・手続等
・労働福祉融資制度

◇10月7日（火）午後1時～4時
講師　宇都宮労働基準監督署
科目　**労災保険について**
・労働者災害補償保険法―適用事業所・保険給付・保険料・事務組合・自賠法との関係など他の法令との調整・事務手続等

◇10月14日（火）午後1時～4時
講師　栃木県保険課
科目　**社会保険について**
・健康保険法―適用事業所・被保険者・保険給付・保険料・自賠法との関係など他の法令との調整・事務手続等

◇10月21日（火）午後1時～4時
講師　栃木県保険課
科目　**厚生年金保険について**
・厚生年金保険法―目的及び保険事故・適用事業所・被保険者・保険給付・各種年金・事務手続等
・国民健康保険法
・国民年金法

お知らせコーナー

全国商店サービス月間

十月一日から三十一日まで

商店コンクールも開催

日本商工会議所と各地商工会議所が毎年実施している〝全国商店サービス運動〟は、今年で第14回を迎え、十月一日から一カ月間、全国的に展開することになっている。

当所も本運動に参加し、併せて〝商店コンクール〟も実施して、当市商店のサービス向上を働きかけることにしている。

本運動は通産省、中小企業庁、各通産局、各都道府県、市、新聞放送、業界団体等多数の後援協賛を得て実施しているもので、運動期間中は、とくに正札販売、正量販売、品質表示、接客サービス、陳列照明の五項目に重点おいて、ポスター、ビラを配布してPRにつとめる。

さらに本運動参加商店によるコンクールを行ない、優秀商店に対しては、日商会頭賞状を贈ることになっているので、本運動、コンクールともにふるって参加してください。コンクールの審査には、商店の近代化を重点的にするなど流通近代化に対応した姿勢が打ち出されており、多くの参加が期待されている。

中小小売商業界は、メーカー商社による流通の再編成、ビックストアをはじめ消費生協、農協による販売シェアの拡大、外資の進出他方では都市化と交通網の整備による商圏の変化など激動期を迎えている。流通をめぐる環境の整備のために、政府の適切な施策が期待される面も多いが、商店自らの経営の合理化、近代化がとくに望まれている。

市内全事業所一万五千余を網羅

「宇都宮商工名鑑」を編集中！

当市は、北関東の大核都市として目覚ましい進展を続けており、やがて一〇〇万広域経済都市として、首都圏内の重要な都市へと発展することが十分予想され、さらに、近代的な工業団地へ進出された工場の操業開始をはじめ、既存工場や商店の躍進と、着工のはじとなった東北高速自動車道に伴う流通部門の発展が期待されるなど、あらゆる面から注目され、当市の事業所への取引照会などが、全国から頻繁に寄せられている。

そこで、市並びに当所では、当市内事業所のPRに少しでも役立てようと、商工業をはじめ市内の全事業所約一万五千を網羅する「宇都宮商工名鑑」（九七〇年版）を、市と当所との共同編集により本年度内を目標に発刊することになった。

内容は、取引紹介やあっせんに便利で、しかも利用価値も充分あるよう、項目を名称・所在地・代表者・営業品目・資本金・従業員数・創業年・電話番号・取引銀行としている。判型はB5版、名称欄約八〇〇頁、それに当市の写真PR頁若干と広告約一〇〇頁、計一千頁に近い特製豪華名鑑になる予定。

なお、本運動、コンクールとも に、後日各商店の皆さんには参加案内の通知をしますので、ご協力をお願いします。

労災保険　加入のおすすめ

当所の事務組合のご利用を

◎従業員五人以上の事業所は、とうしても加入する義務があります。

◎事業主の皆さん！交通事故を含む、業務上の災害対策は万全でしょうか？

一、労災保険とは――健康保険が、一定の医療を保障するのに対し、一定の事業外の個人の傷病について、仕事上で起きた災害に対し、遺族も含めて一定の保障給付を行なう国の制度です。

二、保険料の支払について――全額事業主の負担です。料率は業種により違いますが、普通一般は千分の二です（この場合一年間に一〇〇万円の給料を支払ったとしますと、保険料は一年で二、〇〇〇円となります）

三、加入の手続について――直接もよりの「労働基準監督署」へ申込まれても結構ですがわずらわしい事務手続の一切を加入後も引続いて代行する当会議所内の「労災保険事務組合」を利用されますと大変便利です（なお、この組合を利用すれば事業主も加入できる特別な扱いもうけられます）

将来は、従業員を一人使っても強制適用されるようになります。未加入の事業所は、すぐに手続をとりましょう。くわしいことは、監督署又は、「当所事務組合」へおたずねください。

後楽園ナイターへどうぞ

当所、宇都宮中小企業労務改善協議会、同勤労青少年育成協議会は、きたる九月十日（水）に次の内容でプロ野球の後楽園ナイター見物を催します。ふるってご参加ください。

一、組合せ　巨人―阪神戦

二、指定席　内野Ⓐ指定席

三、会　費　一、〇〇〇円（中、夕食代、Ⓐ指定券、バス代、霞ケ関36階ビル観覧料を含む）

四、定　員　四五名

五、申込み　八月末日

六、参加資格　働く青少年の他一般希望者

七、コース　宇都宮発9時→大宮商店街見学→霞ケ関36階ビル観覧14時……以後プレーボール（19時）まで自由行動。

八、その他　申込み多数の時は、主催者が決めるのでお早めに。

ラジオ税務相談室

（栃木放送午前5時45分から15分間、午後1時から15分間放送）

放送日	放送項目
8月3日	繰延資産について
8月10日	改正された利子税
8月17日	税金はみんなのために使われる
8月24日	災害と税金
8月31日	果実酒の密造はよしましょう
9月7日	減価償却のはなし
9月14日	相続税のはなし
9月21日	法人税申告の留意点
9月28日	公平な課税のために

商工青年学級の第3期簿記講座が始まります。

従業員を多数派遣され、必要な技能を習得させてください。

◇期間9月12日～11月26日（祝日と月末を除く月、水、金）◇初級より3級程度まで。

宇都宮手形交換高（単位　千円）

年	月	手形枚数	金額
四十四年七月		九、五三一	三、九七二、五四五
前年同期		九、三九一	三、七三二、八三四

不渡手形

年	月	手形枚数	金額
四十四年七月		一、二七一	三三〇、五四四
前年同期		一、三五一	三七、三七六

宇都宮手形交換所加盟銀行預金貸付高

年	月	預金	貸付金
四十四年七月		二七、八九三	九三、七六六、二六四
前年同期		二九、八五一	六二、三四四、九六六

宇都宮市中小企業融資振興会機械設備資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十四年七月		申込分	一五	七一〇
		承認分	一三	四六〇
前年同期		申込分	一二	六八〇
		承認分	一一	六八〇

宇都宮市中小企業融資振興会施設改善資金及び従業員宿舎建設資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十四年七月		申込分	二一	三六〇
		承認分	二一	三三〇
前年同期		申込分	二二	二八〇
		承認分	二二	二七〇

宇都宮市中小企業融資振興会小口資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十四年七月		申込分	三四	八、九五〇
		承認分	二三	八、九五〇
前年同期		申込分	二一	七、三〇〇
		承認分	二一	七、三〇〇

栃木県店舗装飾協同組合

店舗の企画設計は

新しいデザインと豊かな経験をもつ

◈ 栃木県店舗装飾協同組合員へ ◈

各種ウインド・陳列ケース・陳列台・ステージコーナ
その他・あなたのお店の繁栄にご協力させていただきます

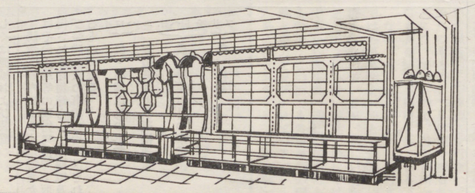

(有)イノマタウインド製作所
宇都宮市平出町四二八七番地
電話(〇六五)(六一)〇五五五

石下製作所
宇都宮市西大寛二丁目二番一五号
電話(〇六五)(三四)九二二六

丸源製作所
宇都宮市宮本町二丁目六七八番地
電話(〇六五)(三八)一二二九

(有)カワナベ工芸
宇都宮市西大寛一丁目二番一二号
電話(〇六五)(三四)九二四六

(株)明和工芸
宇都宮市松原一丁目二番八号
電話(〇六五)(三二)七五一一・六八四八